

大阪府監査委員告示第80号

大阪府包括外部監査人が執行した平成25年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、大阪府教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年12月26日

大阪府監査委員	大西	寛文
同	山本	浩二
同	岸本	佳浩
同	森田	秀朗
同	土井	達也

(通知文)

府監第 2719 号
平成28年11月15日

大阪府監査委員	大西	寛文	様
同	山本	浩二	様
同	岸本	佳浩	様
同	森田	秀朗	様
同	土井	達也	様

大阪府教育委員会教育長 向井 正博

包括外部監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成25年度の包括外部監査結果に基づき、平成28年10月31日までに講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知します。

平成25年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

資産の評価と負債の管理について～主に府民の将来負担の観点から～

総括表

項 目	監査の結果			意 見		
	件数	措置 (うち今回措置分)	経過報告 (うち今回措置分)	件数	措置 (うち今回措置分)	経過報告 (うち今回措置分)
(1)未収金(貸付金を除く)の検討並びにその検討結果				8 (1)	7	1 (1)
(2)棚卸資産の検討並びにその検討結果						
(3)出資金等の評価の検討並びにその検討結果						
(4)貸付金の検討並びにその検討結果				4	4	
(5)固定資産(貸付金を除く)の検討並びにその検討結果	1	1		1	1	
(6)未収金に係る延滞金及び延滞金相当の遅延損害金について				1	1	

(注1)監査の結果…①合規性、②3E(経済性・効率性・有効性)の観点から、是正・改善を求めるもの

意見……………監査の結果には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、府の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと

(注2)措置……………監査の結果等をもとに措置を行ったもの又は措置の方針を決定したもの

経過報告……………措置又は措置の方針を検討している経過を報告するもの

平成25年度包括外部監査結果に基づき講じた措置状況

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応																					
2. 未収金（貸付金を除く）の検討並びにその検討結果																							
(4) 個々の未収金の検討の結果																							
<p>③ 業者使用光熱水費について 【教育委員会】</p>	<p>大阪府下の府立高等学校において、食堂の運営を外部の業者に使用許可しており、当該業者からは食堂に係る光熱水費の使用料として料金の徴収を行っている。しかしながら、以下のとおり一部の業者においては過年度から使用料金の滞納が発生している。 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="427 687 1245 938"> <thead> <tr> <th>業者名</th> <th>平成24年度期首</th> <th>調定額</th> <th>回収額</th> <th>平成25年度期首</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>1,752</td> <td>761</td> <td>1,043</td> <td>1,471</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>1,917</td> <td>1,346</td> <td>236</td> <td>3,027</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,669</td> <td>2,107</td> <td>1,279</td> <td>4,498</td> </tr> </tbody> </table> <p>使用許可を継続することの是非について検討するとともに、今後の方策について総合的に検討すべきである（意見番号34）。</p>	業者名	平成24年度期首	調定額	回収額	平成25年度期首	A	1,752	761	1,043	1,471	B	1,917	1,346	236	3,027	合計	3,669	2,107	1,279	4,498	<p>食堂業者は、施設の行政財産使用料についてはほぼ滞納することなく納付しており、また、滞納した業者使用光熱水費についても計画通り納付している。</p> <p>平成25年当初は使用許可の継続の是非については、今後の納付状況を見極めながら判断すべきと考え、引き続き業者から未収金回収に努めて、その回収状況から許可を継続した。</p> <p>今後の方策については、平成28年度以降は、使用料（業者負担光熱水費を含む）の未納がある場合は、回収に努めるとともに、回収が見込めないなど、使用許可の更新が適切でないものと学校が判断した場合は、使用許可の更新を行わず、公募により食堂業者を決定することとした。</p>	<p>経過報告</p>
業者名	平成24年度期首	調定額	回収額	平成25年度期首																			
A	1,752	761	1,043	1,471																			
B	1,917	1,346	236	3,027																			
合計	3,669	2,107	1,279	4,498																			